

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第30号大治町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

6番松本です。まず第4条の中で重要な資産の取得及び処分ということで700万円以上は予算で定めるということです。これは議会の同意が必要ということなんですが、また第5条の方で議会の同意を要する賠償責任の免除のところにおいて、職員の過失などに対する賠償責任の免除について議会の同意が必要な金額が10万円以上。そして次に第7条の方で議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等では100万円以上のものが議会の決議が必要となっている。それぞれこの金額に対してこの金額になった根拠、また理由等を説明願います。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長。

○下水道課長（済田茂夫君）

それでは順番に説明をさせていただきます。

第4条の重要な資産の取得及び処分についてでございます。このものにつきましては、地方公営企業法の施行令第26条の3の規定により、町村は700万円を下げてはならないということが規定されております。それとあわせて地方自治法の方にも同様の規定があり、本町の一般会計においても同様の金額の設定がされておりますので700万円という設定をさせていただきます。

次に第5条の賠償責任に係る賠償額の設定でございますが、このものにつきましては

地方自治法上にも免除の規定はございません。それにより既に法適化を行っている他自治体を参考に公営企業として弾力的に経営を行っていくという観点から金額の方を定めさせていただいております。

次に第7条につきましても、このものにつきましても地方自治法上では金額の設定はございません。これもあわせて第5条の規定と同様に他自治体を参考にさせていただき金額の方を設定させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

6番松本です。第4条の重要な資産の処分等とはもかくとして第5条の方、職員の賠償責任の免除の額。極端にいいますと10万円までは議会の同意が必要ないということで解釈されますが、それで本当にいいのでしょうか。また、発生しないと思うんですが、事案が発生した場合に同意が必要ないものに対して議会に報告もないということなんですかね。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長。

○下水道課長（済田茂夫君）

第5条の議会の同意を要する賠償責任の免除につきましてでございます。このものにつきましては、仮に職員に賠償責任が問われる事案が起きた場合、地方自治法243条の2第3項の規定により、金額に関係なく監査委員の意見聴取を受けることになっております。それにより職員の与える損害が避けることができない事故ややむを得ない事情によるものである場合と認められた場合につきまして議会の同意を得ることなく賠償責任について免除を弾力的に行えるように金額設定をするものであり、賠償額を10万円以上の場合に議会の同意を要するものでありますのでよろしくお願いいたします。例といたしましては、賠償額の設定につきまして、下水道課の職員が日常的に発生する損害賠償責任の額としましては公益化の自治体を参考に10万円とさせていただいておりますのでこれもあわせてよろしくお願いいたします。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

今回、このように議会の同意や議決の要件がいろいろ変わってきているんですが、下水道事業の特別会計から今後公営の企業会計になっていくんですが、今出た事案のほかにこのほかに変わってくるものというのがありますか。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長、どうぞ。

○下水道課長（済田茂夫君）

大きく変わるものは、まず会計方式が今の単式簿記から複式簿記に変わっていきます。議会の方の変わるものとしたしましては、今回は全適用と違い組織や身分につきましては今と変更はございません。今回のものにつきましては地方公営企業法の第3章に規定する財務規定のほかに経営の基本原則や地方自治法の適用除外をするものになっております。その中で適用除外につきましては、現在地方自治法第96条第1項の第5号に基づき、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条において、予定価格500万円以上の工事または製造の請負契約において議決要件となっておりますものにつきましては……、済みません、5000万円です。5000万円になっておるものにつきましては、地方公営企業法の第40条の規定により議会の議決を要しないこととなっておりますので、今後は予定価格5000万円以上の工事があっても議会での議決はなくなるというものであります。

なお、下水道工事につきましては本年も9月議会において議会の議決をいただいておりますので今後も報告の方はさせていただく方向でおりますのでよろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫です。先ほどの議員の質問の中で大分わかってきましたが、まず第4条から第8条の中で4、5、7をお聞きしましたが、6と8ですね、これは私変わっていないように思うんですが、第6条、第8条は現状と変わっていないのかどうかというの

と、先ほど第5条、第7条は新たに変わってきたところという御説明でした。他自治体等を参考にしているということですが、どのように参考にしたのか。国の指針等々がない中でどのように参考されたのか。2点お聞きいたします。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長、どうぞ。

○下水道課長（済田茂夫君）

それではまず第6条の会計事務の決算の処理につきましてです。このものにつきましても今特別会計でやっているとおり、会計管理者に事務委任をするものがありますので現在と変わるものではありません。

次に第8条の業務状況の説明等の作成につきましてですが、このものにつきましても現在と変わるものではございませんのでよろしく願いいたします。

続きまして第5条及び第7条の金額の設定につきましてですが、既に法適を行っている他自治体、尾張地区及び海部管内の状況を調べ、賠償責任及び負担つき寄附及び受領等につきましての金額の方を決定させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原です。今第5条、第7条については尾張地区などで参考にしたということ、それぞれ金額的には全て同一だったんでしょうかということ、先ほど5000万円以上の工事、議会の議決必要なしと。これは法律が変わったからそうなんだといわれればそのとおりなんですが、今まで大治町議会としては5000万円以上は議決要件としてきたんですが、それを議決要件とできないということなのか、国の方針で。議決要件とすることもできるんだけど大治町として議決要件とはしないという方針なのか。その点お願いいたします。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長。

○下水道課長（済田茂夫君）

それではまず金額の方の設定の根拠でございますが、さっきも言いましたように尾張管内及び海部管内で調べさせていただきますと、第5条賠償責任の免除につきましては一番多いのが10万円になっております。高いところでは100万円というところもあります。

次に7条の負担つき寄附及び受領につきましても、このものにつきましても多いのは100万円。賠償責任の額も100万円となっております。大きいところでは500万とか差はありますが、当町としましては第5条につきましては10万円、第7条につきましては100万円を採用しておるところでございます。

次に議会案件の5000万円の予定価格の議決の件でございますが、このものにつきましては地方公営企業法になることにより地方自治法の適用除外ということになっておりますので大治町もそちらの方で予定価格5000万円のものにつきましては、今後議会の議決案件にしないということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。今、地方公営法で適用除外ということで5000万円以上は議会の議決は必要ないと。ただ大治町議会としてその議決案件とすることはできるのではないかと。してはいけない条項ではなくてしない。今までの地方自治法ですとしなければいけないですね。地方公営企業法の場合は適用除外だと。でも、してはいけないわけじゃないわけだから今までと同じように大治町議会として5000万円以上、やっていることは必要なので議決案件と僕はすべきだと思うんですが、法律の適用上、議決案件とはできないんでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

条例の適用について今御質問をいただいておりますので私の方から。議員おっしゃることはよくわかります。ただし、この公営企業法によれば条例または議会の議決によることを要しないとこういうふうにも明文化されておりますので……

○9番（吉原経夫君）

要しない。

○総務部長（糸野和彦君）

要しないです。ですから、こういう状況の中で……

○9番（吉原経夫君）

必要としない。

○総務部長（糸野和彦君）

要しないです。ということで今回の条例の制定をさせていただいたということでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第2、議案第31号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。議案説明会の中でも連携ということでこの連携をいわゆる要しないというような説明でございました。ですが、国のこの制度をつくったときの国の議論の中で3歳までの子供さんを預ける施設で卒園後やっぱり連携していかないと行き場がないというような議論の中で連携という考え方が出てきたというふうに私は理解しておりますし、また、町内にも小規模保育事業所2つありまして3歳までで、それ以後やはり連携していかないと次の行き場がないというふうに私は自然に考えるわけですが、そこら辺大丈夫なんでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

連携施設の確保を不要としておりまして、施設とは連携しなくてもよいとはなってい

るんですが、それにかわりまして企業主導型保育事業に係る施設ですとか地方公共団体が運営支援費支援等を行っている認可外福祉施設等と連携することを定めておりますのでよろしくお願いいいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫です。事業所内保育所または認可外保育所ということをおっしゃいましたが、大治町現状はそういう保育所はございません。ですから、今まで小規模保育事業所にあつて連携していた。今度から不要とした。今の説明だと事業所内保育所、認可外保育所は大治町にないんですよ。ですから、そこと連携しなきゃいけないと法律が変わっても連携しようがない。ですから、制度として法律としては連携必要じゃないとしてもやはりそこら辺は町として考えていかないと子供たち、小規模保育所に預けた、卒園後行き場がないと。困るのは子供さんであり親御さんであると思うんですが、そこら辺の対策はできているんでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

先ほど申し上げたのは企業主導型保育事業所ですのでよろしくお願いいいたします。それで現在大治町に小規模2カ所ありますが、現在連携施設と協定を結んでおります。こちらは今後も保育事業が拡大する中、条例整備をしていくものであつて現在は町の小規模に影響あるものではございませんが、もしこういった状況になれば町としてもサポートをしながら連携施設の確保に協力していきたいと考えております。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

国の方が変わっていくから町としても条例を変えざるを得ないという面はわかります。ただ連携をやっぱり行き場がなくなると困るということでそれはサポートしていくという町の姿勢、これは聞いたので少し安心はしましたが、最後、企業主導型、ちょっと僕そこら辺勉強不足で済みませんが企業主導型と事業所内保育所、そこら辺ちょっと私勘違いしていたようなんですが、企業主導型もどちらも大治町にはないんですがどのようなことなのでしょう。ちょっとそこら辺の説明を最後していただけたらと思います。

○議長（横井良隆君）

議題外です。

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第3、議案第32号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。議案説明会の中で4点ほど変更があるという御説明をいただきました。まず1点目の副食費の件でいわゆる保育所等の2号認定の子供さんにとっては副食費の負担が新たに生じるということで、国の方もトータルで考えて負担がふえるといけないので減免規定を考えられて、それにあわせて大治町としても減免規定をつくったと私は理解しているんですが、市町村によっては国の定める減免規定以外にも独自の減免規定をつくって負担増にならないように考えられている市町村もあると聞いております。実際負担増になる方は大治町一人もみえないということでそういう理解でいいのでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開



○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

大治町においては影響のある家庭はございません。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原です。この条例改正でも連携施設の緩和ということであつたり連携施設に関する経過措置が5年から10年というふうに変ってきていると思いますが、これも先ほどの説明と同じで連携施設を緩和しても子供さんには影響ないように努めていくということでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

同じ扱いをお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原です。もう1点は、施設型給付費等に関する経過措置。これも削除されてお

りますが、これは幼保無償化に伴って幼保無償だから経過措置が削除されたんでしょうか。これはなぜ削除されたんでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

施設型給付費というのは私立幼稚園に対する給付になります。今回、附則第3条についてはいわゆる1号認定子ども、認定こども園に行っている教育認定の子供の利用者負担に関する条項でしたので、今回無償化により削除するものでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第4、議案第33号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例改正ですが、放課後児童支援員の研修が今まで

都道府県知事だけが行えたんですが、今回指定都市、いわゆる政令指定都市、名古屋市などの。それも行うことができるというふうに変ったと思うんですが、今まで実際都道府県知事だけしかだめだったのか。書いてあるとおりのだから都道府県知事しかだめだったと思うんですが、そこら辺どのようなことなんでしょうか。だって、普通都道府県も政令指定都市も同じ扱いだもんで……

○議長（横井良隆君）

喋らないで。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

この件につきましては、事務権限につきまして平成31年度、令和元年度から指定都市もできるようになったものでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5、議案第34号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫です。責任技術者についての条例改正ですが、もともとの大治町規則でも県下水道協会が実施する責任技術者認定試験に合格していないといけない。ただ登録は大治町ですが、結局同じことだと思うんですが試験としては。だから登録だけが変わったということなんでしょうか。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長、どうぞ。

○下水道課長（済田茂夫君）

議員のおっしゃられるとおり試験につきましては今現在でも愛知県下水道協会の方で試験は行っております。登録につきましては各自治体で責任技術者を個々に登録していたものが、今回は愛知県下水道協会で一本化で登録するということになりますのでよろしくお願ひいたします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、責任技術者の方が例えば大治町の職場の方で今までは例えば市町村で勤務が変わった場合、例えばです。今までだったら市町村でやっているから違う市町村に移ったら登録をし直さなきゃいけない。ただ愛知県でやっているんでしたら会社か例えば市町村の違う会社になっても登録してあるので新たに登録し直す必要がなくなったというようなことと今理解したんですが、そんなようなことでいいんでしょうか。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長。

○下水道課長（済田茂夫君）

議員おっしゃられるとおり今までは各自治体で個別で登録してありましたが、今回は全てにおいてどこでもできるということになりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6、議案第35号令和元年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。ちょっと私聞き漏らしたことがありますので、16ページの19の土地改良事業費の緊急農地防災事業負担金ですが、ちょっと私がきちんと聞いていなかったのので申しわけない。土地の差額が出たということなんですが、もう一度詳しい説明をしていただけませんか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

こちらのものにつきましては、今年度買収する円楽寺排水機場の北側の土地につきまして鑑定評価を行いました。その結果、当初予定していた額よりも上の額で鑑定評価が出てまいりましたので今回負担金の方を増額ということで計上させていただいたものでございます。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

林 哲秀でございます。差額が出たということは何年に査定したものと今年度というその差というのは何年ぐらいあったんですか。最初は何年にやってことしました出たということですが、ちょっと聞きたいんですけど。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

本事業につきましては県営事業でございまして、県の方が今年度の事業の買収価格に対してどこら辺を参考にして計上したかというのは当町では把握してございません。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

大変重要でございますので早く私も円楽寺の方を着工してほしいです。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。8ページの障害者総合支援事業費補助金。システム改修に伴うものと議案説明会でありましたが、どのような必要でシステム改修になったのかということと、14ページ、障害者自立支援医療費の返還金ですが、議案説明会の中で国の監査、平成30年の国の監査によって出てきたものだということですが、ちょっと具体的な内容というかやはり過誤によるものだと思うんですがどのような過誤なのか。そこら辺2点御説明をお願いします。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

まず8ページ、障害者総合支援事業費補助金の内容でございます。内容につきまして

は消費税率引き上げに伴う報酬改定、それから就学前の就学児の発達支援の無償化への対応でございます。

次に14ページの返還金でございます。内容につきましては、国の指導監査により算定要件を満たさない薬剤服用歴管理指導料というものを徴収していたものが発覚したということなんですが、このものにつきましては患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づきまして、薬剤の名称それから用法、効能、副作用などの情報を文書で提供し説明するとともに、患者やその家族から服薬情報を収集し指導を行った場合に算定できるものとなっておりますので、この算定に基づいていないことをやっていたということでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと今御説明いただいた2点についてもう少しお聞きしたいんですが、障害者総合支援事業費補助金で消費税に伴うものと就学前ということを2点いただきましたが、またあとの方で介護保険の方でもシステム改修を行います。処遇改善も介護保険の方は入っているんですが、障害者総合支援の方では従事者の方の処遇改善は今回入っていませんでしたでしょうか。

あと14ページの件ですが、管理指導料、返還金が2,000円、1,000円と非常に少ないから件数として少ない。でも普通に考えてその事例が少ない。一つの調剤薬局でやっていたとしたらもう少し多くなるんじゃないかなと思うんですが、ただ町内の調剤薬局じゃないとしたらそれは考えられるんですが、そこら辺どうなんでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

まず12ページのシステム改修費につきましては、処遇改善への対応も実施しております。それから金額につきましては先ほどの返還金でございますが、返還金額、事業所からいただいた返還金額が3,000円でございますので3,000円の2分の1が国庫、4分の1が県負担金として返納金を返すものでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第7、議案第36号令和元年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。11ページの国保電算システム改修業務委託料で議案説明会の中で外国人被保険者の在留資格、在留年数などの変更だということでございます。これは新聞紙上なんかでよく出てくることなんです、これどのように変更になったのでしょうか。

また13ページ、償還金でございます。平成30年度の国保広域化に伴うものというような御説明をいただきましたが、どこに置いてあったものが戻ってきたのか。1500万円です。内容についてちょっと理解できないのでその2点御説明をお願いいたします。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

それではまず11ページでございます。国保電算システム改修業務委託料。このシステム改修につきましては今大治町にある国保システム、こちらを改修するもので、今回は外国人被保険者の資格情報として在留資格、いわゆる就労活動の内容、それから在留期限、いつまで在留カードが使用できるか、ここを追加項目としてシステムに計上しまして今後の資格管理を適切なものにするというものでございます。

それから13ページでございます。償還金のどの部分が該当するかというお話でございますが、平成30年度におきましては療養給付費負担金としまして約4600万円程度返還いたしました。しかしながら、31年度におきましては今回該当しないということから減額するものでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8、議案第37号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9、議案第38号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10、議案第39号大治町道路線の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 散会